

沖縄の離島地域における旅館業等の特例措置に係る沖縄県知事の事前確認 Q & A

令和4年5月
沖縄県地域・離島課

Q 1 国税の特別償却だけでなく、地方税の課税免除又は不均一課税を申請しようとする場合でも、沖縄県知事の事前確認を受ける必要があるのか。

A 地方税の課税免除又は不均一課税を申請する場合でも事前確認を受ける必要があります。

Q 2 法人だけでなく、個人事業者でも沖縄県知事の事前確認を受ける必要があるのか。

A 個人事業者も事前確認を受ける必要があります。

Q 3 県知事から確認書の交付があれば、特別償却や課税免除等が確実に受けられると考えてよいのか。

A 当該確認書は、事業者が取得等をした設備等が、沖縄振興計画に定める「離島の振興に関する事項」に適合することを確認したことを証するものであり、当該確認書をもって、特別償却や課税免除等が受けられることを確約するものではありません。

特別償却や課税免除等の具体的な手続き・必要書類については、各税務担当窓口（税務署、県税事務所、市町村税務担当課）にお問い合わせをお願いします。

Q 4 電子メールによる申請は受け付けているようだが、WEBフォームによる申請はできないのか。

A 申請に係る負担軽減、利便性の向上を図る観点から、オンライン手続を導入したいと考えています。

※令和4年度中の導入に向け検討を進めたいと考えています。

Q 5 確認申請書への押印はいらないのか。

A 申請に係る負担軽減、利便性向上を図る観点から、沖縄県における行政手続の押印見直し方針に基づき、申請書への押印は求めないこととしています。

Q 6 確認申請書の添付書類は「写し」でよいのか。

A 申請に係る負担軽減、利便性向上を図る観点から、添付書類は「写し」とします。